

## 開 会

守内国土計画局総務課長 ただいまから、国土審議会第4回基本政策部会を開催させていただきます。

私、国土計画局総務課長の守内でございます。

本日は、お忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

会議の冒頭につき、本日の会議の公開につきまして申し述べさせていただきます。当部会の議事は、原則として公開するという部会の決定に従いまして、本日の会議も、一般の方々に傍聴いただいております。

それでは、以降の議事進行につきましては、中村部会長にお願いしたいと存じます。

### 中間報告（案）について

中村部会長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

前回この部会で、中間報告の素案について、委員の皆様方から御意見をいただきました。本日はそのときの御意見を踏まえて、事務局でこの素案をさらに修正していただきましたものを、もう一度御議論いただきたいと思います。そして、その結果を踏まえまして、国土審議会基本政策部会の中間報告として取りまとめたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局から一括して資料の説明をお願いいたします。

田中国土計画局総合計画課長 総合計画課長の田中でございます。私と土地利用調整課長の山根より御説明申し上げます。

初めに、お手元の資料の御確認をお願いしたいと思います。議事次第の下の方に、配付資料1から6までございます。資料3「中間報告の位置付け」という2枚紙がございます。その2ページ目にスケジュールが書いてございますが、11月29日（今回）第4回基本政策部会、先ほど部会長からございましたように、部会の中間報告としての取りまとめをお願い

いしたいと思います。

来る12月27日に、第2回国土審議会が開かれますので、本部会中間報告をもちまして、部会の検討状況の報告をさせていただければ幸いです。そして、国土審議会での御意見を賜った後、その御意見に基づいて、さらに年明け後、本基本政策部会で制度の具体化に向けた検討を進め、来秋を目途に部会報告を取りまとめる予定でございます。

それでは、資料4、中間報告(案)につきまして、前回からの主要な修正点について御説明を申し上げます。

前回賜りました御意見、並びに国土計画局、土地・水資源局で設けております研究会等での御意見、並びに各省庁との意見調整等を踏まえまして、多くの修文がなされておりますが、主要な点について御説明申し上げたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、目次でございます。全体の構成の中で変えたところは、第1部の「2.国土計画における新たな対応」というところで、従来は、(1)になっております「地域が主体となった地域資源の有効活用と個性ある地域づくり」が、3番目の項目になっておりましたが、前回の御意見等で、やはり、どのような地域づくりをしていくかというサブスタンスを第1に据えるべきであるという御意見があり、こうした順序に入れ替えました。

構成として変更したのは、以上でございます。

3枚ほどめくりまして、2ページでございますが、一番下のパラグラフ、高齢化について申し述べましたところで、前回、大都市の中心部での高齢化の進展について、基礎的な資料が提供されていない、分析は確かかという御指摘がございました。恐縮ですが、資料5という第1部の参照資料でございますが、その3ページに、高齢化率の推移として、3大都市圏のうち東京23区・大阪市・名古屋市に関して、高齢化率の推移並びに将来展望について推計した資料を掲げさせていただいております。内容的には、2050年のところの数字、二通りの推計がございまして、1990年、95年の移動率を固定した場合には、2050年の高齢化率は37.5と非常に高いことになるという状況を示しております。

資料4にお戻りいただきまして、次に3ページでございます。「ウ.女性・高齢者を含めた多様な主体の参加による活力の維持・向上」、これはタイトル及び中身の書き方でございますが、前回お示した案では、女性・高齢者による労働力の供給増という点を強く出し過ぎているということで、それを含めた多様な主体の参加による活力の維持・向上という形に改めさせていただいております。

少し飛びますけれども、8ページの工の国民のライフスタイルの変化のところ、9ページの第2番目のパラグラフ、「人々の生活行動の変化」というところでございますが、ここは旧来の案では、余りにも経済的な意味での生活行動の変化に偏しているの、美しさとか文化的価値という価値観の変化の点も強調すべきであるという御意見がございましたので、そうした方向の修正をさせていただいております。

9ページの下でございますけれども、環境の関係に関しては多数の意見がございました。9ページの下から10ページにかけて、リードの文章として次のようなフレーズを入れました。「今日の環境問題は広範多岐にわたっており、国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれ環境への配慮を行い、健全で恵み豊かな環境を将来世代に継承できる地球社会の持続可能な発展と調和する美しい国土づくりを進めていく必要がある」ということで、前回ございました意見で、国、地方公共団体、事業者、国民とそれぞれが責務があることや持続可能な発展を目指すことを明確にすべきであるという点を述べました。

10ページが一番下、「自然環境については」というパラグラフですが、野生生物の絶滅の危機等について危機感が薄いのではないかと、もう少し具体的に述べるべきではないかとのご意見を踏まえ、次のように記述してございます。「自然環境については、森林の平均面積の減少が見られるとともに、自然林や二次林、干潟、藻場などの面積が減少してきている。国内の野生生物種の中に絶滅のおそれのある種が約2,700種もあるとともに、里山林等の二次的自然環境の生物の生息・生育空間としての質の劣化が危惧されている」ということで、状況の深刻さをもう少し明確にする書き方にしました。

11ページ、ウでございます。「循環型・環境共生型国土づくり」というのはどういうイメージか、今ひとつ明確でないということがございましたので、1行目から2行目にかけて、「自然の物質循環を重視しながら、多様な自然や生物と共に生きることを目指す循環型・環境共生型国土づくりを進める必要がある」というふうに記述しました。

次に12ページでございます。(5)安全な国土の形成についても、リード文を用意しました。「我が国は、その地形、気象などの自然的条件から、地震、豪雨、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっている。大規模地震の発生や短時間の集中豪雨による都市型水害の発生のおそれが指摘されており、新たな課題への対応を含め、引き続き安全な国土の形成を図っていくことが重要である」ということで、都市型水害等の発生のおそれ等、そもそも災害の発生しやすい国土状況にあることを記述させていただきました。

それから、14ページにまいります。個性ある地域づくりのところでございますが、大都

市、地方を問わず、努力していかなければ非常に困難だという状況を記述すべきであるということで、そのパラグラフの第2行目に、「個性ある地域の競争という考えに立って、地域が主体的となって地域資源を有効活用し」ということで、個性ある地域の競争という考え方に立つということを明記しました。また、一番最後の文章では、「地域の主体的な取り組みなしには、大都市・地方を問わず地域の再生・活性化は困難である」とするとともに、資料5の参考資料19、ページ数では44ページ、一番最後でございますが、多様で個性ある地域づくりの例を幾つか、現在取り組まれている例を挙げさせていただきました。

それから、資料4にお戻りいただきまして、15ページの一番下にパラグラフを追加しております。「経済、環境等の諸課題が国境を越えて相互連関をますます深めていく中で、近隣諸国との対話と相互理解を深めつつ、これら国土づくりの戦略的な方針もグローバルな視野で策定されることが必要である」ということです。今後の国土計画が、アジアと周辺諸国との協調の上、そうしたグローバルな視点に立ってつくられるべきである、環境面でも国際的視点が重要であるという点をはっきり示すべきであるという御指摘がございましたので、ここにこういう形で挙げさせていただいております。

16ページでございます。脚注26、小さい字で恐縮でございますが設けさせていただきました。これは、上のところにある広域圏の概念のうち、の生活圏域については、今回の分析作業でかなり詳細に示したわけでございますが、の人口600万人から1,000万人程度の「地域ブロック」に関しては、エビデンスが明確に示されていないということで、これは少し前の作業になりますが、「グランドデザイン」の戦略推進指針を策定する際に行った作業で、1,000万人から600万人程度の圏域の必要性を述べさせていただきました。

次に17ページに参りまして、(3)の第1番目のパラグラフでございますが、社会資本整備が、現在の公共投資、社会資本整備に関するさまざまな批判に対してこたえていく観点からも、今回挙げているような方法が必要であるというリーズニングを明確にするという点で1パラグラフつけ加えてございます。

それから、(3)ののところで、前回の御指摘で、ここは更新投資等について書いたところでございますが、更新投資もただ行うのではなくて、情勢変化に応じた必要性を判断した上で行うべきだという御指摘がございましたので、その旨明確に書かせていただきました。

それから、少し飛びまして第2部の方に入ります。第2部の方の19ページの地方分権の推進に関しまして、一番下のパラグラフでございますが、読みます。「各地域の個性ある

発展を目指す今後の国土づくり、地域づくりにおいては、国が戦略的に取り組むべき重要課題を明らかにする一方、地方公共団体が自らの選択と責任において、その地域のあり方を決定することが重要である。このためには、地方公共団体が地域整備の責任を十全に果たし得る主体となるよう、広域連合等の既存制度を活用することや、市町村合併、権限・財源配分の見直しを始めとした地方行財政制度の改革を進めることが必要である。他方、国土計画制度も地域づくりにおける地方公共団体の自主・自立を促進するものとなるよう改革が求められている」ということで、前回こうした部分を進めていく上では、改めた地方行財政制度の改革だけではなく、現在使い得る制度としてある広域連合の活用等についても明記させていただきました。

それから、20ページの次のパラグラフでございます。国と地方との関係について、協力というのは書いていたわけですが、対等な関係も、地方分権推進における基本的な考え方でありますので、下3行のところでございますが、「国土計画における国と地方公共団体との対等なパートナーシップを基軸とした協力を強化する」という点を追加させていただきます。

次に22ページになります。これは、21ページの下から、国土計画のマネジメントサイクルの中で計画内容について書いたところでございますが、従来は、全国計画の役割について必ずしも独立して明記されていなかった、不明確であるという御指摘がございましたので、22ページの上の2番目のパラグラフに、「全国計画は、国土のビジョンを示すとともに、上記のような事項の中で、国土計画上の重要な課題に対して、全国的な視点からの目標、課題と対応策を示す」として、以下「具体的には」と続くようにし、これと分ける形で、「また、広域ブロック計画は」として、ブロック計画の役割を書くという形に改めさせていただきます。

少し飛びますが、25ページから26ページのところで、広域計画のあり方の中で、現在の問題として26ページの のところで、もう少し具体性のある書き方というか、地球環境等への環境負荷が少ないとか、地域環境の保全への配慮という点を明確にすべきという点で、少し言葉が出されております。

それから、26ページ、 の下、上から4つ目ほどのパラグラフのところに、「広域ブロック計画は、こうした都府県を越えた広域圏に関し、全国計画と整合性を保ちながら、地域づくりのビジョン及び主要施策等を示すものである」ということで、全国計画との関係も、整合性を保つという形で明記することにしました。

そのところで一番大きな変更は、27ページ下から、広域計画の策定主体のところでございます。内容的には変わりませんが、前回の素案の記述が、国の役割を少し強調し過ぎているのではないかとということで、基本としては、分権に調和する形で策定のあり方ということで、基本的な考え方は27ページ下の「関係地方公共団体を中心とした地域の各主体が参加・協議して原案を作成し、その上で国が計画決定する仕組みを検討する」、ここは前回と同様でございます。

28ページ以降で、最初のパラグラフが、分権推進計画においての要請が書かれ、その次に、こうした趣旨を踏まえということで、今申し述べましたように、地元を中心に、あるいは直轄事業等を実施する国の各地方支分部局と連携して、地元が原案を作成するというのを申し述べ、その上で最後に、国が最終的な計画決定に責任を負うという配列での記述の仕方に改めてございます。

山根土地・水資源局土地利用調整課長 29ページ以降の、4.土地利用に関する計画制度です。資料の6の国土計画関係基礎資料の24ページをあわせてごらんください。国土計画及び土地利用計画の体系という図が出ております。

前回、(1)の基本認識のところにつきまして、特に私有財産権が保障されているとか、土地基本法に関する記述がない等の御指摘を受けました。また、土地利用計画制度だけではなかなか対応できないところがあり、税制等のことも考えるべきである等々の御指摘を受けましたので、の土地利用をめぐる課題に対する対応の基本方向のところは、ほぼ全面的に、そのパラグラフは書き直しております。

次の30ページにいきまして、2つ目のパラグラフのところ、現在いろいろな制度があるということで、制度に問題があるのか運用に問題があるのかというくだりのところが、前者にあっては...、後者にあっては...ということを書いていたわけですが、そこも簡潔な表現に変えております。

また、IT化のことに関連して、IT化は非常に大事なことではあるが、中身をやはり書かないといけないのではないかと御指摘がありましたので、その点の充実をしております。

さらに、地域区分だけではなくて、各地域に共通して関連する「環境」「安全」等の多様な機能に留意する必要があるのではないかとということで、(1)のについては、ほぼ全面的に加筆修正しております。

30ページの(2)の全国計画における土地利用の指針は、ほぼ変えておりません。30ペ

ージ、31ページ、32ページにかけては変えておりません。

32ページの(3)の地方公共団体の土地利用に関する計画ですが、ここでは、この部会でも御説明しましたが、やはり住民に身近な市町村段階での土地利用の方針について、即地性のある構想を充実すべきであるということから、今までの制度がかなり地方自治法の改正等によって事務委任ができることになった、あるいは条例が活用できるようになった、等々のことを説明してきました。それらのことについて書けるものは書くということで、32ページの2番目のパラグラフの3行目あたりに、「改正地方自治法に基づく事務処理市町村制度により、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理できることとなり、土地利用分野においても都道府県から市町村への権限委譲が進んでいる」という文言を加筆しております。

また、32ページが一番下の段落ですが、特に市町村段階を充実すると言ったときに、都道府県は一体どうなるのかということ、また、市町村段階を充実すると言っても、具体的に実効性のあるものをどうやって作っていくのかということで、ここについてはかなり加筆しております。

それから、33ページ、34ページとめくっていただきまして、特に市町村段階について、34ページが一番最後ですけれども、「今後は市町村における「土地利用のあるべき姿」を地域の実状に応じて即地的かつきめ細やかに示すことができる土地利用に関する枠組みが求められている」という文言を加筆しております。

そして、検討の方向、35ページに行きます。35ページでは、先ほど申しました条例の位置づけということで、基礎資料の26ページぐらいを見ていただくとわかるんですが、市町村段階、前にも御説明しましたように、いろいろな法律に基づく計画、予算に基づく計画等があるということで、そこをどうやって活用していくかで、36ページの最後のところに書いてあるんですが、「土地利用をめぐる課題には、全国一律の対応から地域による独自の対応がふさわしい領域まで幅広く存在している中で、全国一律の手法では対応しきれない土地利用上の課題は今後も引き続き起こり得る。このため、適正かつ合理的な土地利用と個性ある地域づくりを目指す望ましい手法として条例が活用されるよう、さらに条例を含む土地利用に関する各種制度が地方公共団体の実状に合わせて選択され統合的に運用されるよう検討を進める」という文言を加筆しております。

以上です。

中村部会長 ありがとうございます。

今、中間報告（案）の修正したものの説明をしていただいたわけですが、御意見がございましたらぜひお出しいただきたいと思います。それから、この後この最終報告は、ほぼ1年後につくられるようになると思いますが、それまでの間に大分事務的な処理その他たくさんございますが、その辺でいろいろ御示唆があればそれもお願いしたいと思います。どうぞ御意見をお願いします。大西委員。

大西委員 全体のうちで、29ページまでについては特に強い意見はございません。概ねこれで今後1年間、いろんな方の意見を集約するのは適当だと思います。

29ページ以降、土地利用について申し上げたいと思います。ここについては、特に地方分権推進計画の中でも、都道府県や市町村が総合的な土地利用計画を策定するようにすべきだということを求めている、それに応えるという役割もあると思いますが、私は全体に、「検討する」という文言と「調整する」という文言が非常に多用されていて、どういうふうにしていくかがわかりにくくなっているという気がするわけです。

「検討」というのはたしか10カ所くらい出てくるんですが、特に33ページをごらんいただきますと、見出しそのものが、33ページの下の方は「検討の方向」という、つまり大方の期待では、今回の中間報告は、中間報告といえどもある程度整理されたものであって、もし論点が分かれているなら、例えばそれが併記されていて、今後の議論の焦点が定まるようなものを期待していると思うんですが、見出しそのものが「検討の方向」になっていて、この「検討の方向」という、33ページから34ページにかけては、すべて語尾が「検討する」ということになっているんです。中でも、例えば34ページの一番上のところは、「一方」と真ん中ぐらいにありますが、これはお読みいただくと、全部は読み上げませんけれども、最後の方で、「示す上で必要な課題は可能な限り計画に資するものとなるよう検討する」ということで、何度読んでも何を……

中村部会長 済みません、34ページの何行目ですか。

大西委員 今読み上げたところは、34ページの上から3行目です。この「可能な限り計画に資するものとなるよう検討する」という表現は、ちょっと私は意味がとれないんです。「検討する」ということを余り乱発すると、何を1年間やってきたのかということになると思いますので、ぜひここは、検討の結果を、もし1つでないなら併記するという格好で、論点をはっきりさせる書き方にすべきだと思います。

それから2点目は、「調整」という言葉は15～16箇所、29ページ以降に出てくるんですが、この調整ということが、従来土地利用で言われている、いわゆる農水系の土地と旧建



設省系の都市的な土地があって、縄張りが決められていて、合理的な土地利用ができない。そこを何とかするべきだということは前からの議論としてあると思うんですが、そういうことを是認するような意味で調整、つまりそれぞれの縄張りがあるので、うまく話し合っ  
てね、というような意味で「調整」が使われているとすると、このレポートに改革の方向  
が提示されていないということになると思うんです。調整ではなくて、調整した結果一つ  
の計画にまとめるというところをきちんと打ち出すことが必要で、「調整」という言葉も  
15～16カ所あるが、極力減らしていただきたい。

特に象徴的なのは、32ページの下から2つ目のパラグラフ、「今後」というところで始  
まるパラグラフの真ん中よりちょっと下、6行目に「新たな計画」という言葉が出てきま  
す。これが私が見る限りは、突然ここに出てくるわけです。その言葉と、さっき課長が引  
用された34ページの下から3行、「今後は市町村における「土地利用のあるべき姿」云々  
という、このあたりが同じことを指していると思うんです。もう一つ何を言いたいのかが  
はっきりしないと思うんです。

ここは、結局今、都道府県には都道府県の土地利用基本計画があるけれども、市町村に  
はそういうものがないわけです。分権推進委員会でも言っているように、市町村で総合的  
な土地利用計画ができるようにして、事実上そこがある意味では調整の現場で、一つの計  
画をまとめていく。現実にはそこに全部権限が集中してないわけですが、それはこの国土  
計画が呼びかけた権限を分権化することによって、そういう方向にしていくというメッセ  
ージ、このレポートをきちんと出すべきではないか。だから、「新たな計画」とかあいま  
いに書かずに、市町村土地利用計画というのを、これは仮称でもいいですから明記して、  
調整の結果そういうものをつくるべきなんだということを打ち出して、大方の議論に提供  
するということがいるのではないかと思います。

以上です。

中村部会長 ありがとうございます。

これに関しまして、どなたか御意見ございましたらどうぞ。鎮西委員、何かございませ  
んか。あるいは、その他の土地利用のお得意な方。課長の方から何かございますか。

山根土地・水資源局土地利用調整課長 基本的には今大西先生がおっしゃった方向で検  
討しております。また、この部会でもたびたび御説明しましたように、現在の県段階の土  
地利用基本計画は、法律上はこれに即した形で個別規制法が運用されるということで、上  
位性は法律的には決まっているわけですが、その運用上のことをさらに強化していき

いということで、県段階についてIT化を活用するだとか、土地利用の基本構想の部分を充実したいということを書いてあります。また、市町村段階は土地利用基本計画に対応するものがないので、市町村国土利用計画を座布団として、できるだけ土地利用基本方針のようなものをつくっていききたいということで、何度か先生にも御説明しておりますが、その方向で検討しております。

ただ、このレポートにおいては、全体の名称等についても、いろいろな計画制度について指針、構想、方針、計画という名称で法律上はつくられております。そういったことと個別法の計画の名称との整理、あるいは、現在一番頭のところの全国総合開発計画と国土利用計画（全国計画）が一緒になったものの名称をどうするのかとかいろいろなことがありまして、おっしゃるような形で（仮称）というような事柄がなかなか書けないというのが現段階での検討状況であります。その方向でやっておるつもりであります。

以上です。

中村部会長 今の話ですか。どうぞ。

清原委員 関連して、今のことで意見を申し上げたいと思います。

32ページ以降に、(3)として地方公共団体の土地利用に関する計画について書かれていて、主として地方公共団体が今まで以上に、地方分権推進の理念と志向に従って、自主的、自立的に土地利用計画についてもかかわることが明記されているのは非常に重要な部分ですし、この修正も、そのところに極力力を入れて書かれていることは意味があると思います。

ただ、事務局が御苦労されたと思うのは、どうしても都道府県と市町村の役割の分担というところの記述で、ともすると都道府県の役割がこれからもありますよということ、とりわけ32ページの下から5行目のところで、「広域かつ多面的な観点からの調整等が必要であり、引き続き都道府県が担うべき役割と考えられる」と。このところで、都道府県の役割を明記するというところに、やはり力が入ってしまっているのではないかと私も感じました。

むしろ積極的に、大西先生が言われたような、「(仮称)市町村土地利用計画」というような名前をつけるかどうかは別として、市町村がかなり地域差もございまして、また土地利用に関して、これまでのいろいろな蓄積がある自治体とそうでないところもありますので、かなり主体的にこの土地利用計画をつくっていくことについては動機づけが必要だということふうに思います。

地方分権の理念に従って、国の指針性を強めるとともに各自治体の自主的な計画主体化を促すのであるならば、そのあたりの責任の所在とそれをすることの意味については、思い切って、もう少しわかりやすい项目的な形で明記することが必要ではないかと思いましたが、申し添えたいと思います。やや都道府県に気を配った婉曲な書き方であるということが気になりましたので、私もつけ加えさせていただきます。

以上です。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、武内委員。

武内委員 この原案に携わった者の一人として若干補足的に説明を申し上げたいと思います。1つには、先ほど課長の方から説明がありましたように、現在まだ大きく議論が分かれている部分、特に国土利用計画（都道府県計画）の部分と土地利用基本計画をどういうふうに一本化するかということについては、幾つかの可能性があり得る中で、やや表現が抽象的になって、余り前向きでない表現になっている面はあろうかと思えます。

おっしゃった話の中で私は2つだけあえて強調しておきたいのは、今回は「調整」という言葉をかなり積極的に使っているということなんです。それは表現上は、いわゆるIT技術ということで計画技術論的な話にしているわけでありますけれども、しかし、これまでややもすると制度の違いによって、県レベルの土地利用基本計画での調整が、実質調整機能を発揮してなかった部分があるのではないかと。そういう意味ではその計画の情報に関する詳細化による実質調整機能は、むしろそういう部分で図り得ることを考えた方がいいのではないかと。ということで、あえて研究会としては、調整機能の強化という方向を前面に打ち出している面がございますので、その点むしろ私としては強調しておきたいと思えます。

それからもう一つ、市町村について、市町村の土地利用の全体を統括するような計画の体系的提示というものについて、前向きに議論すべきではないかという話でしたが、これについては研究会の結論としては、むしろ市町村というのは極めて個性的な存在として、今後それぞれの地域の特性に応じて計画づくりを進めていくということであるので、いわゆる地方自治法の改正を踏まえて、より分権化時代に即した対応を図るならば、むしろ条例を強化することによってその地域の個性的な計画づくりをつくっていく。そういう意味では、国のレベル、都道府県のレベル、市町村のレベルという、一見見かけ上は美しい計画の体系を提示するというやり方もあるわけでありますが、他方では、地方に地

方の土地利用のあり方を委ねて、そして肅々と個別法で対処すべきところは個別法で対処するというものとの間のうまい組み合わせで、いわばビジョンと実質調整がうまく組み合わせられていくことも考えられるのではないかと、そういう意図が若干込められております。

私が申し上げたことについては恐らく反論もあろうかと思いますが、研究会として全くそうした観点を検討せずに、すべてこの作業の途中段階でこれを投げているというのではないという点だけはぜひ御理解いただきたいと思います。

中村部会長 どうぞ、大西委員。

大西委員 私が言いたいのは、今いろいろ議論があるんだと、意見が分かれているということであれば、分かれていることを書いていただいた方が検討できると思うんです。さっき言ったように、検討するとか調整するという言葉でいろんな意味が包み込まれていて、こういう場に出てお話を伺えば、ああ、こういう意味だと1つ1つある程度目星がつかめますが、これが一人歩きして1カ月もたてば、私も読んで、何を言いたいのかわからなくなってしまうと思うんです。そういう意味で、「検討する」、「調整する」という言葉で余りいろんな意味を包み込ませないでいただきたい。

それから、特に唐突に、「新たな計画」というのが出てきても、これに実はいろいろワーディングを考えたんだけど、こうなったんだというところまで読めないと思うんです。こういうところは例示するなりして、とにかく、現在まとまっていないことをまとめろというのは無理かもしれないけれども、まとまってないならまとまってない両論を、それなりにきちんと書くということが最善の方法ではないかと思います。

中村部会長 わかりました。それでは、この先せっかく新しい方向を示そうとしているとき、will consider という話ばかりでは歯切れが悪いたらありゃしないわけで、もうちょっと踏み込んで書けるところは書いていただくようお願いしたいと思います。できる範囲のことになると思いますが。その先は申しわけないんですが、大西先生と武内先生にももう一度お目通しいただいて、それで委員の方にも後で行くだろうと思いますが、そんな形でこの問題は処理させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。全部すっきりと歯切れよくなるかどうかわかりませんが、可能な限りお願いしたいと思います。

それ以外の点はいかがでしょうか。どうぞ、須田委員。

須田委員 全体的なことと地域的なことの2点を申し上げたいんですが、文章の修正を要求するものではありません。今後のいろんな御参考にとということでもあります。

1つは、私もちょっと驚くんですけれども、有識者の中に、国土計画不要論というのがございます。国土計画はもう要らないんじゃないかと。どうもそれを聞いてみますと、四全総、三全総と言っていたところに、国土計画というか開発計画というものが、インフラ整備の要求の材料に使われてきたという誤解があるんです。必ずしもそうじゃないですけれども。もうそういう時代ではないんだから、今からそんなものは要らないんじゃないかという意見はかなり根強くあります。

しかし、ここにいる人々は、みんな国土計画が必要だと思っているから議論しているわけでありまして、私も必要だと思いますが、そういうふうなことを考えますと、やはりこれからこの国土計画というものが、今までとは違った何か新しいものができるんだという期待感を持たせるようなものにしておかないと、本計画ができたときにまた日陰者になりかねないという心配がありますので、その辺を憂慮しております。

したがって、これはもう文章のどこかを見れば書いてあるわけでありまして、例えば特色のある地域の発展だとか、利用計画と開発計画を統合するとか、地方の重視をすることかいろいろありまして、それぞれみんな新しいんですが、いろんなところにばらばらに書いてありまして、全体を見てバシッと柱が立ってないような気もいたしますので、文章を変えるとは申しませんが、今後、部会長の談話とか会長の談話とかでこれが外へ出て行った場合、何か今までにない国土計画ができるんだという期待感、今までの延長線上にない期待感を持てるようにして、国土計画はこういう改革の時代にあってこそぜひ必要なんだということを高らかにうたい上げていただくようお願いしたいというのが1点目であります。

次に2点目は、地方からの視点になるわけですが、この資料の14ページの下の方に「地域発展のポートフォリオ」、地域に対して最も最適な組み合わせを地方でつくって上げてきたらどうか。そういうものがこれからの計画の中心になるべきだということが書いてあります。さらに19ページから20ページにかけて、しかしながらということで、地方分権との関係で、「権限・財源配分の見直しを始めとして地方行財政制度の改革を進めることが必要である」と書いてあります。これは別の場所に書いてあるんですけど、密接につながっているだろうと思うのであります。

今後どういうものができるかという、今のままでは補助金をどうしても頭に描いたものをつくらざるを得ない。だから、地域に最適なポートフォリオというよりも、最もたくさん補助金のとれるポートフォリオを地方はつくろうとするわけですから、どうしても横

並びになるんです。それだったら今までと同じような、また横並びの余りかわりばえのないものが出てくる可能性があるわけです。したがって、これは非常に難しいのかもしれませんが、そういう補助金とのつながりから脱皮したものを地方に自由につくらせるということがどこまで担保できるかどうかということが、地方でつくらせる計画の成否を握っていると思います。

今は縦割で補助金が決まっておりますし、縦割の中でも項目別に補助金が決まっておりますから、大変難しいのはわかります。各省庁との調整もあるからここで書けないのはわかりますけれども、本計画の事業が進んでいく段階で、何かその辺について新しい考え方を打ち出せないものか、希望として研究していただきたいと思います。

極端なことを言えば、こういう計画とは別に、各県ごとに補助金の枠を初めから決めてしまう。例えば道路で補助金を節約したら、それはポートフォリオで、どこか他部門にそのお金は節約した県が使えるようにすれば、それこそ最適なポートフォリオができるはずなんです。何かその辺難しいことだと思いますけれども、少しでも地方が自由に本当に原点に立った地域計画ができるよう担保するにはどういうことがあるんだろうか、ということをご検討いただきながら、この文章を私は読みたいと思います。

あと小さいことを1つだけですが、ここにも書いてありますけれども、これからはブロックの計画が非常に重要な役割を持つと思います。地方の経済団体、ブロック経済団体というのがございますが、ここにはかなり優秀な人材がいて、作業能力のあるものがございますから、これからブロック計画をつくるときに、そういうものに参画させる、御活用になると非常にいい計画、民間に密着した計画ができるのではないかと思いますので、それをつけ加えます。

以上3点であります。ありがとうございました。

中村部会長 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。今の須田委員の最初の方の話は本当にごもつともだと思うので、また少し時間をかけて考えていただきまして、できれば新しく何をねらっているのかというのを、もっと短く具体的にわかりやすく、何かキャッチフレーズ的なもので書けるようにしたいと思います。

それでは、堤委員、その後に寺澤委員お願いします。

堤委員 今のお話と若干関連いたしますが、この中間報告が何が目玉なのかというところで、私は情勢分析のところはそれなりの評価をしておりますし、アウトカムのところも

非常におもしろいと思っております。そういう意味でもう一つあえて申し上げれば、私よくわからなかったのは、従来の国土軸というのがありましたが、あれがさっぱり消えて、地域ブロック計画的なものになって、しかもそれが、みんなで作るという考え方でできているところは私はこの報告のおもしろいところだと思っております。そういう意味では確かに、いい目鼻立ちをしている文章をつくっていただいて、そこを宣伝していただくのは非常に重要なことではないかと思っております。

ただ、これから本報告にいく過程で、前回申し上げたことと同じなんですが、非常にいい情勢分析の結果としての理念論のところ、これは両論併記ということではなくて、これからぜひ検討し続けていただきたいという意味であります。国土の均衡ある発展という言葉はどうなったのか、どう評価して、これからそれをやるのかやらないのかという非常に難しいところなんですが、そこは恐らくこれを御発表になる過程では必ず聞かれるでしょうし、どうお答えになるのか。私は将来の課題として、本報告までにそこをどうするのかということも含めて検討課題に入れていただきたいと思えます。

第二のポイントとして、地域ブロック計画の中の推進役という意味でいきますと、私は産・学・官の共同でやるというのが1つの推進役になると思っております。そういう意味では大学というのも、今までになかった知的資産が地域に分散されているわけですが、どう考えても大学と一緒にお願いして、ここからは今までのハード型の国土計画ではなくて、ソフトも含めた非常に重要なポイントだと思うんです。地方を見ますと、ただ大学と地方の連携、もっと言えば大学と県と言ってもいいんですが、そういう連携が必ずしもできてない。

それから、産・学・官の中でそういう意識が一番少ないのは、ここにも大勢大学の先生がいらっしゃるのでも申しわけないんですが、大学が象牙の塔にこもり続けているところを、これからのぜひ検討課題に。これをブロック計画の中の目玉として取り上げているとすれば、その部分についての深彫りが、やはり次の本報告までの非常に重要なポイントであると思っております。幸い大学の方も独立行政法人化とか、最近いろんな私立大学、あるいは公立も含めて蠢動しているんですが、これがなかなか面として広がってないところがあると思えます。

そういう意味では、あえて申し上げますが、産・学・官の中で学の意識が一番弱い、まだ社会の貢献という気持ちが少ない部分のいろいろ問題点を、これからも考えていくべきではないかと思っております。それを本報告までに議論していただければと思う次第でござ

ざいます。

以上です。

中村部会長 ありがとうございます。

大学の先生はたくさんお見えですので、また後ほど御意見を出していただきますが、ともかく寺澤委員にお話をお願いします。

寺澤委員 文章についてではなくて、今後の作業をやる時に当たっての一種の要望事項ですが、安全な国土の形成というところにいろいろ触れられているんですが、21世紀の日本の国土を考えたときに、やはり予想されるといいますか、ある程度可能性のある、いろんな災害に対するリスクに対して、強靱な国土というものがつくられなければいけないだろうと思います。例えば地震なんかもその中に入るとは思わないかと思うのですが、そういう意味では強靱な国土、それから、バックアップ機能をどういうふうに確保していくかということについて引き続き御検討をお願いしたいと思います。

それから第2点は、広域計画のあり方の策定主体に関していろいろ御意見がありました。実際問題として実務的に具体的な姿を議論していくというのは、なかなか収れんしないかもしれないという危惧を若干持つわけでございます。大きな流れは皆さん、広域計画でなければいけないということです。

具体的にどういうプラットフォームをつくっていくかという意味で、前回もちょっと申し上げましたが、イギリスで1990年代の後半、つい最近でございますけれども、この10年間ぐらいかかって実際に実務的に実行されている一つのプランとして、シングル・リジェネレーション・バジェット・チャレンジ・ファンド(SRB CF)というファンドがあります。これは経済が疲弊した地域について、地域が自主的に計画をつくって、4つの省庁の補助金をそこに全部流し込んで使うという地域おこしのプランでございまして、用途にはハードとソフトと両方あるようでございます。こういったものも一つの参考になるのではないかと思います。アメリカにも似たような方式がありますが、ぜひ御検討いただくと具体的な議論の参考になるのではないかと思います。

最後は、21世紀は人口の高齢化が進むということで、地域の経済が相当疲弊していくと予想されるので、そこをどうやってサポートしていくかという点です。今、堤委員もいろんな御意見を出されましたが、一種の地域経済の疲弊をある程度回復させる意味で、先ほどのイギリスの制度も一つでございまして、一種の地域産業的なもの、お国自慢的な特色のある産業をどうやって起こしていくかという観点も、今後の検討課題の中では御検討い



ただければと思います。

中村部会長 その地域を代表するリーダー格の先生が何人かおられるので、お願いします。佐和先生。

佐和委員 堤委員の御意見をを受けて一言、大学の立場から申し上げたいと思います。基本的には賛成なんですけど、確かにこの計画の中に、個性ある地域づくりとか、地域の自立ということが随所に出てくるわけでございます。じゃあ、どのようにすれば個性ある地域づくりができるかと言ったら、そのために必要なものは何なのかというと、必要不可欠なものはほかでもない大学なんです。ところが、今現在進行中の国立大学のエージェンシー化というのは、むしろ地方の大学を整理統合していこうという傾きにあるわけです。

そういう意味で私は一言で言えば、現在進行中の大学改革は極めて時代逆行的だと思うんです。仮に地方の大学が現在非常に精彩がないとすれば、それを活性化するためにはどうすればいいか。各地域と言っても、どのぐらいの地域で考えるかということにもよるわけですが、仮に都道府県を1つの単位と考えるならば、各都道府県にいかにかいい大学をつくるか。それも、パブリックサービスとしての、公共サービスとしての大学をいかにしてつくるかということが非常に重要だと思うんです。

もちろん、それは研究ということも大学の機能の一つではありますが、むしろ私はここでは教育の方を強調したいんです。今現在、日本の失業率が非常に高いとか、10年来の低成長が続いているということは、もちろんいろんな原因がありますが、そのかなり大きな理由の一つは、人的資本の劣化が極めてこの10年間の間に進んだことだと思うんです。したがって、このまま仮に大きな大学を中心に整理統合が行われる、大学の中央集権化がどんどん進めば、ますますこの国に住む人々の人的資本の質は劣化することは請け合いたと私は思っております。

私はかねて10年以上前から、今の国立大学は、ある経済学者の言葉をかりれば、どこをどう変えても今より悪くなることはないぐらいよくない状態にあるということで、変えなくちゃいけない。では、どうすればいいか。私は国立大学を都道府県に移管すべきであるということをして10年ほど前に言ったんですが、これは全くだれも取り上げてくれなかったわけでありまして。むしろ各都道府県に移管して、各都道府県が創意工夫を発揮して、いい人材、先生方を集めて、いかに魅力的な大学をつくるかということで地方を競わせるというのが、今現在進行中の独立行政法人化よりも、はるかに有効な国立大学の改革だと思っております。

例えばある県は、我が県は教育立県だということで、教授の給料を東京大学の2倍出すというようにすれば、おのずからいい人材は集まります。いい先生が集まれば、いい学生も集まって、その地方が振興される。それから、今の国立大学のように総花的にあらゆる分野をよくするというのではなくて、例えばこの大学は情報科学を目玉にするとか、生命科学の分野を目玉にするということで、その個性、まさにそれが創意工夫なんです、そういうことによって地方の振興になる。

別の言葉で言い換えれば、大学なくしておっしゃるようなことは、この計画の中に盛り込まれているようなさまざまなことは実現不可能だと思いますので、次の最終報告の中では、何らかの形で大学あるいは教育の問題を、重要な社会資本の一環であると認識した上で取り組んでいただきたいと思います。

中村部会長 ありがとうございます。

大学審議会でないので余り大学の話ばかりやっているわけにはいきませんが、国土計画の中での大学の意味のようなものを今堤委員から問われたわけですが、もしほかにもう一つくらい御意見があれば伺いたと思います、よろしいでしょうか。奥野先生よろしいですか。

奥野委員 2、3点ほどかいつまんで申し上げますと、私も法人格取得の問題につきましては文部科学省の方でいろいろやっているわけでございますけれども、文部科学省というのは貧乏人の子たくさんみたいなところでありまして、なかなか思い切ったことができないという面もあろうかと思えます。私は産学連携につきましては、2つほど思っております。

先ほど、経済団体が地域の中心になってやっていく人材があるというお話がありました。私もそのとおりだと思いますけれども、これまでの地域は、どちらかというところと地方公共団体、経済団体が主体にやってこられた。私はこれからは、大学がその中枢になっていくような機能を果たすべきであると思っております。

それから第2点目は、残念なことに名古屋大学はそうなんです、産学連携というところみんな工学部の問題だということに集約されていきまして、経済学の問題でもないし法律の問題でもないということが地域ではかなり出てきております。それは非常に残念な問題でありまして、決して工学部だけの問題ではないと思えます。

それから、きょうの計画のことについて一言だけ言いますと、私は国土基盤研究会の方で議論させていただいておりますが、前回、国の戦略性が大事だということを申し上げま

した。今回それをうまく直していただいて大変結構だと思います。その中で、今まで出てきた御意見にプラスして、アウトカム指標の問題がございます。これは地方自治体も非常に注目して、どういったものが出てくるのか、これから議論が進められるか、見ている部分であります。アウトカム指標はアウトプット指標と違って、海外がこれだけの指標だから、日本もこれぐらいのところを設定しておこうというわけにはいかないわけでありまして、国民の合意がどこにあるかということが大事なわけであります。国土基盤研究会の方でも国土交通省の方は随分勉強なさっていて、いろんないい議論をしていらっしゃるという理解しておりますけれども、アウトカム指標をどういうふうにつくっていくか、さらに検討していただいてまたいろいろ教えていただければと思います。

以上です。

中村部会長 端先生から御意見があるようです。

端委員 話が大学の方にきているんですけども、実は今日前段の御説明の中で、参考資料の19ということで、地域づくりの全国の例をお示しいただきました。これは全国で地域活性化の例としてはよく挙げられるポピュラーなものなんですけれども、実はここに余り大学の姿が実情として見えてこない。ですから問題は、大学の議論と、現実にごこうした地域活性化の事例は取り上げられることの間少し乖離があるのではないかと。

だから、今大学教育論の議論が出ているということは、もう少しこら辺に地域活性化と大学が絡んだ例とかそういうものが具体的に幾つも出てくるようにならないと、今のよな議論は計画論としても実態論としても非常に説得力が乏しいということになるんです。そういう意味で、実は今日もいらっしゃいますけれども、最近、社会科学系で地域問題を中心にした政策科学が大分いろいろ進展するようになってきておりますので、私もそれに参加した一人なんですけど、地域の諸資源を今後地域の中でどういうふう考えていくのか、政策科学として確立していくのは非常に重要な問題であります。そのことを次の計画の宿題にぜひ取り上げていただきたいと思います。と思っております。

以上でございます。

中村部会長 それでは、大学の話はこれくらいにして、ほかの御意見をぜひお願いいたします。どうぞ、中川先生。

中川委員 前回私は欠席いたしました。今回特に21ページからの国土計画のマネジメントサイクルで、計画の策定手順、計画評価について、ある意味では積極的な姿勢がとらえられて、これは非常に重要な点であると思います。ただ、この点に関して申しますと、私

ども例えば河川整備計画に携わっておりますと、非常に長期的な基本方針が当然ございます。その中にかなり数量的なものが含まれているわけです。これが国の審議会で審議されて、決定されるということになります。

一方、具体的な事業計画を立てるには、当然ここで扱う国土計画とは下位の計画なんですけれども、例えば20年から30年くらい先を見た段階的整備計画を策定するわけです。この際、当然社会経済のダイナミックな変化といったもの、あるいはニーズの変化といった長期予測は非常に難しいということがあろうかと思えます。そのために、上位の目標値の妥当性についていろいろ疑問が出て、そこに問題を起こす点が非常に多い。それともう一つは上位目標の達成期間が明示されておりません。一方、対策まで基本計画に含まれている。こういうことが下位の整備計画を策定する一つの障害になっているように思うんです。

また、段階的な整備計画の策定は、ここに新しくうたわれているようなパブリックインボルブメントの仕組みが取り入れられておりまして、そうなりますと、この上位計画との整合性に大変な苦勞を強られるという感じがいたします。したがって、事業実施の効率化を図るという面では、より実現性の高い中期計画に重点を置いて、その達成度の評価あるいは点検に基づいて長期計画を修正するプロセスを、いわゆる計画の明確なりボルピングをやる、これが非常に大事ではないかと思えます。

その際に、長期計画の役割をかなりはっきりさせておかないと、先ほど申したようないろいろな問題が生じるのではないかと。実施計画をつくるに当たって、上位目標に拘束されないような制度、システムをぜひ考えていただく必要があるのではないかと思えます。1年ほどありますので、そういった指針、システムをお考えいただければ非常にありがたいと思えます。

以上でございます。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、岩崎委員。

岩崎委員 広域計画のところ、地方分権の推進等々の文脈の中で、個性ある地域の形成という言葉だけに終わらずに、これがどうやったらできるかというところまで踏み込んで書いていただいたことは前進だと評価したいと思えます。それで、広域ブロック、広域計画等々のところで広域連合の活用も書き込んでいるんですけども、大分ニュアンスは消えたんですが、使われてないから書かなかったという最初の出発点であったわけですが、これを書いていただいても、どうせまた使われなんでしょうというふうになって

くると困るので、新しい方向に一步踏み進めると。現状維持というのは一番楽ですから、新しい方向に進めるときに、国が先駆性、先導性を持って後押しをする。ちょっと皮肉ですけれども、そういうことが必要かなという気がします。

その意味において、自治体から持ち出して広域的な組織をつくるだけではなくて、国からの権限やお金の受け皿にもなり得るのが広域連合なので、その制度の趣旨をしっかりと理解して、それを全国一律ではなくて、地域の実情に合わせて広域連合が活用できるように、今後あと1年あるということですので、地方自治体等といろいろ詰めて、できるところから発足させていただくように意見交換や、地元の経済界の人も含めて、地域全体のあり方を考える新しい制度もあるので、最適な地域づくりをするかということも前向きに考える方向に背中を押すというふうに、今後1年の間に進められたらいいと思います。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、鎮西委員。

鎮西委員 小さいことなんですが、読んでみると字句で若干引っかかるところがありました。2ページの「高齢化は、いずれの地域でも」となっているフレーズのところで、「大都市中心部」となっているんですが、注では大阪市、名古屋市全体を指すということですので、むしろ大都市圏中心部という用語の方が適当なのではないかと思います。大阪市、名古屋市全体ならば大都市そのものでございますから、「大都市圏中心部」という用語の方が適当ではないかと感じますので、配慮していただければ幸いです。

それから、10ページの一番下のフレーズなんですが、「自然環境については、森林の平均面積の減少」と書いておられまして、これだけ裸で読むと、ちょっと森林の平均面積、市町村当たりなのか、何かそういう分かりにくさがあるんです。前は引っかからなかったもので、ちょっと前のものと比べてみましたら、前の文章は、森林のかたまりの平均面積と。だから、1団地としての森林の平均面積は非常に小さくなってきて生態系を遮断するという事だろうと思いますので、言葉はちょっと生硬なのかもしれませんが、団地という用語が適当なのか、かたまりという用語が適当なのか。やはり前の、森林のかたまりの平均面積という方が普通の人にはよくわかるのではないかと思います。

それから、1ページのはじめにの真ん中のフレーズですが、「さらに」というところはずっと書いてありまして、「グローバル化への対応の遅れによって、我が国や諸地域の活力低下も懸念される」、ここで言っている諸地域というのは、上に書いてありますが、大都市圏も地方圏も含めた我が国を構成している諸地域のことで、ちょっと「我が国や諸地

域」と並列的に書かれているのはどういう意味なのか。諸地域の活力低下は、ひいては我が国全体が活力低下するということなのか、あるいは、我が国自体と我が国を構成している諸地域、単に並列されているのか。普通は、我が国の活力低下と言えればそれで言い尽くされるんですが、特に、この諸地域の活力低下ということを言われたかったんじゃないかと思うんですが、この表現がややわかりにくいのではないかと。

以上3点でございますが、ちょっと次元が低いんですけども、読んでいて引っかかりますのでよろしくお願いします。

中村部会長 ありがとうございます。

どうぞ、中井委員。

中井委員 議論の一番最初にありました土地利用計画のところについて、2点ほど意見を申し上げたいと思います。1点目は都道府県の土地利用に関する計画なんですが、これは土地利用の基本構想というものがあって、それから、土地利用基本計画という2本立てになる。どちらも充実しようというこの基本的な方向はわかるんですけども、市町村について言えば、中間報告(案)ではかなりはっきりと、市町村の土地利用の基本方針は、将来あるべき市町村の全体の土地利用の姿を表すんだということがかなり強く打ち出されているのに対して、都道府県の方は、先ほど武内先生の方からも御説明がございましたけれども、基本構想のビジョン性がちょっと中途半端なのかなと。都道府県でも、都道府県の土地利用の姿は将来こうあるべきだという目標をつくって、そのために土地利用調整という手段を使っていくんだという考え方なのか、それとも、あくまでも土地利用調整が目標であって、そのための一つの判断基準としてこういう基本構想をつくるのかという、そのところがかなり微妙なニュアンスになっているなという印象です。

もし市町村への分権ということを強調するのであれば、都道府県のビジョン性というのはそんなに強くなくても別に構わないと思いますけれども、その場合にはおそらく都道府県の行う土地利用調整というのは、個別法同士の調整のみならず、むしろそれよりは市町村の方針同士の調整という役割がかなり強く入ってくるんじゃないかと思います。

もう一つは、都道府県はどっちがどっちかという議論はあっても、目標と手段がはっきり書かれているんですが、市町村の方は、目標はきちりつくりします。それをどうやってやるんですかというときに、これを読むと、報告書の場所としては、そこに条例が書いてあるので条例でやるのかなというふうに読めるんですけども、条例のところを読んでも、今度法律が変わってこういう解釈になりましたという何か審議会の解釈のようなこ

とが書いてあって、実はそれは市町村のつくる土地利用方針と、ここで言っている条例は  
どういう関連づけがされ得るのかという可能性は全く触れていないのは、ちょっと気になる  
んです。

ですから、その部分について若干でも、例えばこの市町村は基本的に方針の実行では  
条例を活用してやるんだと、その条例は法律によってつくれるようになっているという書  
き方であればすっきりするんですけれども、そうになってないのが気になります。これは最  
初に部会長の方から修正の御提案がありました、それで結構ですので、今後の議論でも  
そういうことができればいいなと思います。

以上です。

中村部会長 何か山根課長ありますか。いいですか。では、また後で修正のときに検討  
していただきます。

あと、いかがでしょうか。この前いただいた御意見を事務局で丹念に見ていただいて、  
必要な修正はみんな施していただいたはずでございますが、まだ足りないところもあるか  
と思います。どうぞ御指摘いただければと思います。どうぞ、平野委員。

平野委員 前回、国土計画に海を入れてくださいとお願いしまして、おかげさまで、22  
ページに入れていただきました。その中で、「海洋・沿岸域の利用と保全との調整など  
について多くの問題や課題が生じていることから」と、これは私ども日常大変悩ましいとこ  
ろでありまして、ここでは「沿岸域等の一体的、総合的な整備・管理の指針の提示等を行  
うこと」というふうに書いていただいております。

これは結構なんですけれども、これはお願いでございますけれども、今後のいろんな審  
議の場で、こういう管理の指針を明確に国としてやっていただきたい。と申しますのは、  
私ども沿岸域でいろいろなセンサーというものを大規模地震とか津波などで入れるわけ  
ですけれども、そういうときに一体どうしたらいいかということがケースバイケースで、一  
升瓶さげて漁協に行って頭を下げてお願いする。それはだめだと言われたらどうしようも  
ないんです。県にお願いしても、やってくださるところやったださらないところがあっ  
たりして、現実には、ある海溝性地震の地震計を入れようとしてできなかったということも  
あるわけです。

今後私どもは、陸上の地震観測網は非常にきめ細かになって、これから海底でやらなけ  
ればならないわけです。海底というのは一体だれのものかということです。特に漁業者と  
の調整が非常に困っております。土地の場合は調整の委員会があるようですが、海の場合

はそういうのがないので、とにかく頭下げるしかしようがない、あるいはお金を出すわけですけれども、我々のようなところはお金が出せないのも、こういうことも少しくリアな制度というか調停したりというものを、この審議会でも御審議いただきたいというお願いでございます。

中村部会長 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

そうしますと大体御意見は出尽くしたようですので、この中間報告(案)につきまして、本日いただきました御意見を踏まえて、もう少し手を入れるべきところ、特に土地利用のところをいろいろ御指摘いただいたわけですが、そういったところに必要な修正、その他加筆をしていただいて、それで中間報告の取りまとめにしたいと思います。その中身については、さっき言いましたように大西先生や武内先生にまた御意見も伺いますが、最終的には部会長に一任していただければありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

中村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これで報告についてはそのような取り扱いをさせていただきます。

今日はこれで終えてもいいんですが、せっかく大勢の方に来ていただいたので、もし御意見があるようでしたら、今日の前案にかかわらず、日本の国土計画全般について御意見があれば、せっかくの機会ですので御意見を出しておいていただいて、事務局の方でそれを記録にとどめておいていただければと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ、池谷先生。

池谷委員 今回の中間答申についてはこれでよろしいかと思いますが、今後のことでございますけれども、環境共生型の国土・地域形成ということがこれから大きな課題になってくると思います。こういったことは以前から言われていましたし、現在もいろんな計画の中で言われているわけですが、実際にそれが具体化されて、成果としてなかなか見えてこない部分があるわけですが、それは、環境というものの指標をどうするのか、目標はどこに置くのか、どうしたらいいのか、その辺のことが国のレベル、都道府県のレベル、市町村のレベルでよくわかってないところがあるわけですが、その辺はもう少し検討していただいて、欧米の例もございますから、具体的にどういうふうにしたら環境共生的な国土ができていくのか、その辺の検討を今後お願いしたいと思います。

中村部会長 ありがとうございます。



井上委員 手間暇かけて極めて意味のある報告ができつつあるわけですが、問題はこういう中身について、日本人の一体何%ぐらいが実際に読むであろうか、こういうことについて思いをめぐらすであろうかということを考えるんです。何を言いたいかということ、この種のをいかにして、その内容をやさしく理解してもらおうのかということは極めて大事であろうと思っております。これまでも、もちろんそれなりの工夫はされてきているわけですが、例えばこの中間報告の中身そのものは、すべて平仮名と漢字だけで構成しておりまして、参考資料の方には図もありグラフなども入っているわけです。

つまり、この種のを世間に公表するとき、もっと見やすい理解しやすい工夫ができないものだろうか。私も大学に移りまして、20歳前後の若い人を相手にしていると、いい悪いはともかくとして、彼らは映像世代であり漫画世代であるんです。そういうことを考えると、思い切って絵を入れてみるとか。つまりそれをやることによって、あいまいな点もはっきりするとか、別の意味も出てくるかもしれないんですけれども、ビデオをつくるとかそういうことは当然でしょうが、そのほか従来もやってはいるんですが、読ませる工夫に一段と力を入れてほしいということを感じました。

以上です。

中村部会長 ありがとうございます。

おっしゃることはよくわかるんですが、今日のは制度改正の方向の議論なので、なかなか一般の人にわかっていただくのは難しいのかなという感じもいたします。それよりも、この改正というか、制度の結果としてできてくる全国計画、全総計画と今まで言っていたもの、ああいうのはできればみんなに読んでいただきたいもので、そのときは特にそういう努力が大変必要ではないかと思えます。またそういう中で議論いただければと思えます。どうぞ。

岩崎委員 先ほど海が入ったということで、すごく前進だと思うんですが、もう一步前進させていただいて、離島の日本の国土、領土というか、その離島を含めた全体的な計画みたいなもの。何を申し上げたいかということ、もう少し、離島が持っている意味、国境地帯に位置するとか経済水域を持っているわけですから、余りにも切り捨てられ過ぎているので、海が入ったのもう一步前進して、日本は島国で国境というのを陸で感じませんので、そういう意味で国際感覚が下がっていると思うんです。安全保障、生活、経済面等の意味から言ってどこで扱えるかということ、こういうところに少し離島が入ってくるといいかなと思えます。今後の検討課題として提案したいと思えます。

中村部会長 どうぞ。

大西委員 今、中村部会長もおっしゃったんですが、今回の議論は制度の議論ということで、確かに一般の人にどれだけ関心を持ってもらえるかということはあると思うんです。ただ、一方で都市再生とか、中心市街地問題とか、高速道路の問題とか国土計画が提起してきたような、一般的に言えば国土計画の一部であるような問題が非常に社会で話題になっているわけです。それに対して今は、制度論をやっているからということで前面に出れないといいますが、全然無関係なところにいるような面もあって、国土計画の必要論とさつき須田委員がおっしゃったんですが、そういうところからも問われかねないという気がしております。

その意味では、制度は制度でなるべく早く制度の新しい方向を出して行って、新しい計画という道筋を立てるべきだと思うんです。そのときに、これまで国土計画は10年に1回つくってきたんですが、一つ一つの計画の寿命を考えると、だんだん短くなっていると思うんです。つまり全総が注目されていた期間、新全総が注目された期間、ずっと思い返すと、今回の五全総とは言わないんですけども、五全総が注目されている期間はかなり短くなっていると思うんです。

今回の中にも盛り込まれておりますが、10年に1回総合的な計画をつくるのではなくて、課題に応じて国土のあり方に関係することについてはきちんと提案できる。イギリスにPPGという制度があって、20数項目にわたって改定しながらいろんな分野の、かなり限定された分野について国としての考え方を示している制度があるんですが、そういう制度を参考にして、ある意味で臨機応変に、必要に応じたテーマについて国土のあり方という観点から提案していくということで、もっと頻繁に、年に幾つかジャンルが違うけれども、計画を出していくことによって、全部が的確かどうかわからないけれども、数打てば当たるというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、アピールしていくといいますが、そういうことをぜひ考えていくべきではないかと思えます。

中村部会長 この新しい中にも、たしか24ページか25ページにかなり大事なことを書かれているのは大西委員御承知のとおりだと思うんですが、モニタリングをこれからしっかりやる、あるいは計画のリボルピングをやるということを書いています。これ、例えばドイツの国土計画というのは、議会に報告することを毎年要求されているんです。それまでいなくても、せめてこの計画の実現の度合いとか国土の変化の度合いは、可能な限りモニタリングをしていくというのがこの中の一つの大事な点であると思っております。

すが、事務局の方にもその方向での努力をお願いしたいと思っております。

あと何かございますでしょうか。それでは、森地委員、渡辺委員お願いします。

森地委員 これからのという部会長のお話ですので、1、2点申し上げたいと思います。

1つは、制度上は問題なかったけれども、この国土が乱開発されたりいろんな問題を起こしたことが相当あります。今回の中でも、条例の話とか、リボルビングの話とか、評価の話とかいろいろ入っているんですが、明示的にどこが制度上ちゃんとしているはずなのにうまくいってないのか。これは主として土地利用とか建築の許認可にかかわるところが非常に大きいと思いますが、そここのところはもう少し明示的に今後ピックアップして、制度の中にそれをもう一回うまくいくようなチェックのシステムといいですか、何かそんなことを少し考える必要があるというのが1点でございます。

それから2点目は、前回申し上げたことで恐縮ですが、条件不利地域の政策について、いろんな法律があるのを何とかもう一回再統合することが課題かなという気がします。これは計画論ではなくて、実際に施策としてそこにどういう手を差し伸べるかという話ですから、ここでやるべきことなのかどうかは若干難しいことがあるかもわかりませんが、どこかでやらないと計画の担保ができない気がします。

以上でございます。

中村部会長 ありがとうございます。

渡辺委員、お願いします。

渡辺委員 これはお願いなんですけれども、先ほどの委員の方と部会長のお話を伺っていて、結局この中間報告(案)の公表といいですか、12月末に審議会に諮って公表される。私は確かに、最終的には法案になって制度ができたときに、どうPRするかというのが一番大事だと思いますけれども、一つの節目なんです。須田委員もおっしゃったように、この中間報告を公表される段階でも、わかりやすい、非常に簡潔な形で公表することを考えていただいた方がいいのではないかと。そのときには、須田委員がおっしゃったような、何が今までと違うかということの簡潔に触れていただきたい。

私なりの理解をすれば、2つの従来の計画を一体化するとか、個性ある地域づくりとか、自立したということに加えて、循環型国土づくり、環境共生型の国土づくりを大きな柱にするということ、あるいは、計画策定の手続について、かなり丁寧に、関係者を巻き込んでつくる。さらにつくった後モニタリングし、評価し、見直しを丁寧にしていく。そういうところが非常に大事ではないか。国と県と市町村の関係は私もよくわかりませんが

も、簡潔な形で柱になるもの、今までと違う点を強調した発表について、事務局及び部会長にお考えいただければ大変ありがたいと思います。

中村部会長 ありがとうございます。

島田委員どうぞ。そして、西垣委員、最後を締めていただけますか。

島田委員 私は意見というか感想なんですが、資料4の6、7ページに、地域差が見られるIT化等への対応と云々というところがございます。先ほど来の御意見を聞いていても、私は産業界の方でITに関する、あるいは情報化に関するいろんな問題に取り組んでおりまして、この「e-Japan」戦略なんかも経団連の方から少し関連したので、その点についてこういうふうに触れていただいたのは大変いいと思います。

最近の状況から見ますと、ITの特にエレクトロニクスとか、先端のハード、製造の拠点がものすごい勢いで中国を中心としてアジアにどんどん、特に去年、今年あたりから日本企業の高コスト構造、あるいはレイバーコスト、労働コストが非常に高いということで、経済のグローバル化が進む中で、企業はどんどん生産拠点が外へ行く。これは改めて言うまでもないんですが。

従来、20年、30年前に工業団地とか、製造拠点のための工業団地とか、重化学工業団地のようなものがかなり言われた時代がありますが、こういう状況を見ますと、高付加価値の生産拠点を日本をしないとどうしようもないというのは当たり前の話ですが、要はソフトウェア、あるいは情報処理サービスなどのソフト、IT産業が地方に分散化する。沖縄とか札幌に今、コールセンター、情報処理サービス、ソフトウェアの拠点が随分盛んになっております。

いずれにしても、情報通信ネットワークがブロードバンド時代で広帯域、高速で行くと地域格差が情報通信に関してなくなる部分もある。そうすると、ますます地域をおこすには高付加価値のソフトウェア、情報処理の分野に力を入れていかなければいけなくなります。さっきいろいろ委員の方の意見もありましたが、アメリカやヨーロッパの大学の例を見てもその存在は非常に重要で、例のシリコンバレーだの、シリコンアレーだの、ワシントンの中心のあれを見ても、大学を中心に知的な一種の地域ができています。その周辺にまた生産拠点も出てくる。産・学・官、大学と地域、それと産業界の協力が絶対に必要で、どうしてこれが思うように進まないのか、いろいろ問題はあると思いますが、制度の面、いろいろな制約をどんどん取り除いていくだけではなくて、そういうムードを各地域で盛り上げていくことも大変必要ではないかと思えます。

中村部会長 ありがとうございます。

あとよろしいでしょうか。それでは、西垣委員お願いいたします。

西垣委員 御指名をいただきましてありがとうございます。ちょっとひどい風邪にかかっておりまして、きょうは物を言うのもおっくうなものですから、実はずっと黙っておりました。

感想を申し上げますと、皆様の御努力で大変内容がよくなってきた。よかったなと思っております。あと1年かけて仕上げられる。いいところが残りますようにということをお願いしております。それと同時に、日本が活性がなくなるとどんなにいい計画をつくってもうまくいかないんです。我々は余りあきらめ過ぎてはいけないと思うんです。例えば、人口は減少するもんだということで、それは当然のこととして受け入れていいのだろうか。低成長の時代に入っているというのであきらめていいのだろうか。そういったことも粘り強くというか、何かできないかという問題意識を持ちながら国土を考えていくことが大事ではないかと思えます。私の感想です。どうもありがとうございました。

中村部会長 ありがとうございます。

それでは、局長、何かございましたら。

小峰国土計画局長 それでは、せっかくの機会ですので、堤委員から前回は国土の均衡ある発展の考え方について御意見いただきましたので、私どもの考え方を説明させていただきたいと思えます。

国土の均衡ある発展というのは、本来、現在の「21世紀の国土のグランドデザイン」では、多様な地域特性を十全に展開させた国土の均衡ある発展を実現するという使い方をしておりまして、そういった意味において国土の均衡ある発展が大変重要であるという考え方に立っております。ただ、これが現在ではやや象徴的な意味としてとらえられておりまして、どこにでも画一的な地域開発がもたらされている一つの象徴ではないかという反論があることは十分承知しております。

ただ、一方では地域の方々からしますと、これがよりどころになって自分たちへの対応策がとられているということもあって、一方では反対論がある一方、これをぜひ維持してほしいという大変強い意見があることも事実でございます。本来の意味から離れて、やや不幸な扱いを受けた言葉になっておりますが、私どもとしては最初に申し上げましたように、本来の意味は多様な地域特性を十全に展開させた発展の方向を目指しているのであって、そういった機会を各地域が十分とらえられるような施策を展開していくんだという意

味で使っているんだという、本来の意味をできるだけ理解していただくように努めているのが今の我々の立場でございます。

中村部会長 ありがとうございます。

土地・水資源局長、何かございましたらどうぞ。

河崎土地・水資源局長 土地・水資源局長でございます。先生方には熱心に御審議いただきまして、ありがとうございます。私どもの方は土地利用計画制度の担当でございまして、冒頭、大西先生から非常に厳しい御指摘もあったわけでありまして。いろいろな歴史的な経緯の中で今の土地利用計画制度をどう改善していくかという観点に立つと、これまで、国土利用計画の都道府県計画と都道府県がつくる土地利用基本計画は完全に分断されるような形で運用され、かつ国土利用計画が地目別の土地利用の目標を示すのが余りに前面に出過ぎたということがあり、また、勢い土地利用基本計画が、個別法の事情によって改定を繰り返されるような印象も与えておったということからすると、今回の御提言で、分断された姿を一体にして、かつ都道府県が例えば10年後、15年後の即地的な土地利用の構想を示すことによって県の計画意思を鮮明にした上で、土地利用基本計画の場で、具体的に今まで5地域区分でやっていたわけですが、それをどういうふうにするか今後の課題だと思いますが、土地利用調整をきちっとやるという形が明確になったという意味では非常に進歩していると思います。

それから、市町村の役割は、全国一律に3,000市町村がすべて同一の土俵に乗って土地利用調整に行くほど、まだ市町村の体制が合併とかいろんな課題を抱える中で整っておりませんので難しいんですが、その中で地方自治法で条例制定権もかなり制約がなくなってきたことを踏まえて、土地利用調整を具体的にやる仕組みを御提起いただいたという意味では大変大きな前進であると思っております。

そういった意味で、これからさらにいろんな検討があろうと思います。法制的に一体どういう成り立ちになるのかというのはこれからの問題でございます。かなりの方向性を示していただきましたので、さらにまた検討していきたいと思っております。その際には先生方の御指導、御鞭撻をお願いしたいと思います。

それから、大西先生から、「検討」という数が多いんじゃないかという話があったんですが、私どものところはどうしても、制度に直結する議論をしているものですから、何となく、これは法制的に大丈夫かなという気持ちが出ている言葉に出ています。多分先生方の御議論の中でも、将来的なある意味での不確実性みたいなやつがあって、本当は断言したいとこ

るけれども、「検討する」という表現を使ったところもあるかと思いますが。中には、「検討」というのをあえて書かなくてもいい部分もあるような感じもしないではないので、その辺はもう一回見直していただきたいと思います。大西先生が指摘された新たな計画云々のところは、私どもがうまく説明すればおわかりになっていただけるかなというところもありますので、部会長から指示もございましたので、武内先生とも相談しながら個別に対応していきたいと思います。

以上でございます。

中村部会長 ありがとうございます。

それでは、これで議論は終えたいと思います。あと事務局の方でお願いします。

#### その他

守内国土計画局総務課長 それでは、本中間報告でございますが、先ほど来説明させていただいておりますように、12月27日開催予定の国土審議会に御報告いただくこととなります。その後でございますが、事務局におきまして、地方公共団体をはじめ国民の皆様方の御意見を伺う機会を設ける等、さらに検討を進めました上で、来秋を目途に第5回の基本政策部会の開催を御案内させていただきたいと考えております。引き続き、委員の皆様方、よろしく願いいたします。

以上をもちまして第4回基本政策部会を閉会させていただきます。本日はまことにありがとうございました。

閉 会

